

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	町田市 保健所事務(養育医療) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は保健所事務(養育医療)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

## 評価実施機関名

町田市長

## 公表日

令和8年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保健所事務(養育医療)
②事務の概要	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)、「母子保健法」に基づき、出生体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱であって、一定の症状を示す未熟児に対し、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行う際、以下の事務を行う。 1 医療費給付申請者管理事務 申請書類を受理し本人確認を行う。
③システムの名称	・保健所システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
保健所事務(養育医療)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表70の項(母子保健法) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という)第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(42、125、161項) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第127条 ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項(96項) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第98条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健所保健予防課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:保健所 保健予防課 電話:042-725-5422 FAX:050-3161-8634
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float:right">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input checked="" type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input checked="" type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p><b>特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない</b></p>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研修を実施している。 ・事務取扱者への研修 ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・「eラーニングによる情報連携に向けた研修」(おおむね1年ごと受講)	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおけるすべての局面ごとに、リスクへの対策を講じている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	5. 評価実施機関における担当部署	笠松 恒司	河合 江美	事後	
平成30年1月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話:042-724-4239	電話:042-725-5422	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	河合 江美	保健所保健予防課長	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	令和1年11月22日時点	事後	
令和2年9月30日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月30日時点	令和1年11月22日時点	事後	
令和2年9月30日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	
令和4年3月16日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2	番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限)別表第2	事後	
令和4年3月16日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月27日時点	令和4年2月22日時点	事後	
令和4年3月16日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月27日時点	令和4年2月22日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。  町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一の方針であり、情報セキュリティを実践することによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。	町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一の方針であり、情報セキュリティを実践することによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。	事後	
令和7年4月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1号別表第1の49項(母子保健法)	番号法第9条第1号別表70の項(母子保健法)	事後	
令和7年4月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第40条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という)第2条	事後	
令和7年4月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年4月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「養育医療関係情報」が含まれる項(26、87項)	・主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(利用特定個人情報)に「養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(42、125、161項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7 号)第19条 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7 号)第44条	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令(令和6年12月2日 令 和六年デジタル庁・総務省令第九号)第44条 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令(令和6年12月2日 令 和六年デジタル庁・総務省令第九号)第127条	事後	
令和7年4月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 事務の内容に「母子保健法による費用の徴収 に関する事務」が含まれる項(70項)	・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 事務の内容に「母子保健法による費用の徴収 に関する事務」が含まれる項(96項)	事後	
令和7年4月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7 号)第39条	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令(令和6年12月2日 令 和六年デジタル庁・総務省令第九号)第98条	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部 市政情報課	総務部 法務課	事後	
令和7年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和4年2月22日時点	令和7年2月27日時点	事後	
令和7年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年2月22日時点	令和7年2月27日時点	事後	
令和7年4月1日	IV 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	
令和7年4月1日	IV 11. もっとも優先度が高い と考えられる対策		追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令(令和6年12月2日 令 和六年デジタル庁・総務省令第九号)	番号法第十九条第八号に基づく主務省令	事後	